

平成27年度涌谷町議会定例会6月会議（第3日）

平成27年6月19日（金曜日）

議事日程（第3号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第56号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）

1. 議案第57号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第58号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第59号 平成27年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）

1. 議発第 3号 国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出について

1. 請願・陳情

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
14番	大泉治君	15番	遠藤稔雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	総務課長 兼防災交通室長	達曾部義美君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	まちづくり推進課長	今野博行君
税務課長	泉沢幸吉君	町民生活課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター長	青沼孝徳君	町民医療福祉センター 副センター長兼福祉課長	高橋正幸君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君
農林振興課長 兼参事	村上芳行君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得 兼会計課長	高橋貢君
農業委員会 兼事務局長	遠藤栄夫君	教育委員会 兼教育長	笠間元道君
教育総務課長兼 給食センター所長	渡辺信明君	生涯学習課長	小野寺和敏君
代表監査委員	柳渕茂君		

事務局職員出席者

局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は6月会議3日目でございます。どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。本日は、一般会計補正予算を含め4カ件、それから議員発議の意見書の提出とありますが、本日もよろしくお願ひ申し上げます。直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、議案第56号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 改めまして、議員の皆様そして参与の皆様、おはようございます。

ただいま議長さんがお話しされましたように、最終日の議会でございます。いろいろと多方面にわたりご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第56号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億9,739万7,000円を増額し、総額を74億5,190万2,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、まず国庫支出金におきまして、災害復旧補助金や学校施設環境改善交付金を増額いたし、社会資本整備交付金につきましては内示により減額をお願いするものでございます。

県支出金におきましては、青年就農給付金2名分を増額し、国勢調査委託金につきましては内示により減額をお願いするものでございます。

次に、寄附金におきましては、インターネットを活用することによりふるさと納税の増加を見込むものでございます。

繰入金におきましては、農業振興奨励基金繰入金や震災復興基金繰入金を増額し、財政調整基金繰入金については歳入歳出の差額分及び旧篁岳中学校校舎改修の財源として増額いたすものでございます。

諸収入におきましては、小里行政区に対するコミュニティ助成事業助成金の増額のほか、生菓まちづくりの会事業といたしまして長寿社会づくり事業交付金を増額いたそうとするものでございます。

町債におきましては、社会資本整備交付金の内示に伴う土木費、旧篁岳中学校校舎改築事業としての教育債の

増額のほか、消火栓設置事業について消防債の組み替えをお願いいたすものでございます。

次に歳出でございますが、一般会計の人件費におきましては4月の人事異動等に伴い増額となったものでございます。

総務費におきましては、一般管理費でインターネットを活用したふるさと納税についての納税方法全般に係る委託料や手数料のほか、本年度新たな取り組みといたしまして総合教育会議を開催することといたしましたので、所要の経費を計上するものでございます。また、健やかコミュニティモデル地区育成事業補助金、かがやく協働まちづくり補助金やコミュニティ助成事業補助金を増額いたし、統計費におきましては国勢調査委託金の減額に伴い組み替えをするものでございます。

民生費におきましては、障害者福祉啓発のためのイベント開催に係る経費のほか介護保険事業勘定特別会計繰出金の増額をいたし、衛生費におきましては、合併処理浄化槽設置整備補助金の増額をお願いするものでございます。

次に、農林水産業費におきましては、農業振興奨励賞報償金や青年就農給付金を増額するほか、畜産業費におきまして肉用牛特別導入事業貸付金2頭分を増額いたそうとするものでございます。

商工費におきましては、7月28日に天平の湯駐車場で開催される人気テレビ番組のイベント開催に係る所要の経費を計上し、土木費におきましては、道路新設改良費において社会資本整備交付金の内示に伴い組み替えを行うほか、公園管理経費、公営住宅の修繕料や災害公営住宅引っ越し費用補助金、公共下水道事業特別会計繰出金を増額いたそうとするものでございます。

消防費におきましては、10月18日に公民館周辺で実施する総合防災訓練に係る経費を増額し、教育費におきましては、スクールバスの運行委託料で新制度適用による増額と旧箕岳中学校校舎改修事業に所要の経費を計上したほか、中学校管理経費、幼稚園管理経費、預かり保育事業経費の増額が主な内容となっております。

最後に、災害復旧費におきましては、箕岳山線災害復旧工事費の増額をお願いいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長等より説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） それでは、総務課長から順次説明をお願いします。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、補正予算書の50ページをお開きください。

人件費でございます。

特別職。この表の下のほうの比較の欄をごらんください。その他特別職で人数が4増、それから給与費で報酬3万4,000円の減となっておりますが、総合計画で増になり、国勢調査で減という内容でございます。

それから、51ページに行きまして、一般職でございます。一番上の表の比較の欄をごらんください。4月の人事異動による年間見込み額と当初予算との差額についてそれぞれ増減をお願いするものです。右側の合計としましては減額となっておりますが、共済費は、法律改正により本年10月から被用者年金一元化法が施行され、それによって標準報酬制度というのが導入され計算方法が変わることから、当初見込んだ額よりも減額となっております。それから、表の2段目、3段目につきましては、それぞれ職員手当の内訳となっております。

それから、このページには直接記載はないんですけれども、今回、歳出予算の8カ所の細目で臨時事務職員等賃金で増額補正をお願いしております。これは、本年4月から通勤手当の値上げの改正が行われ正職員等につきましては通勤手当が既に改正されておりますが、臨時職員についても値上げされた分についてお認めいただ

ければ7月1日から賃金に上乗せ支給するための増額でございます。

それでは、5ページにお戻りください。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 5ページ、第2表地方債補正でございます。

1 地方債の追加の地方道等整備事業と2の地方債変更の道路整備事業の減額については、社会資本整備交付金の減額に伴うそれぞれ措置でございます。それから、1 地方債の追加の道路災害復旧事業につきましては、箕岳山線の災害復旧事業に係るものでございます。

それから、2 地方債の変更の辺地対策事業債につきましては、社会資本整備総合交付金の生栄巻大橋改修に係る分の減額をお願いするものです。それから、消防水利事業の増額につきましては消火栓設置事業に係るもの、中学校施設整備事業、小学校施設整備事業はそれぞれ中学校の改修あるいは旧箕岳中学校の改修に係るものでございます。

それでは、8ページ、9ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 13款使用料及び手数料4目農林水産業使用料、6目教育使用料合わせて10万5,000円の増額でございます。農村環境改善センターと涌谷公民館の冷暖房使用料でございます。3月定例会でお認めいただきました公民館の条例それから農村環境改善センターの一部改正条例にあわせて規則で定め、年間見込み額を計上したものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 14款国庫支出金1項1目①低所得者介護保険料軽減負担金144万9,000円の増額ですが、きのうの報告第5号の介護保険条例の一部改正で承認いただきました介護保険料第1段階の方の保険料軽減分を国から補填を受けるものでございます。補填の負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1となり、国保の基盤安定負担金と同様に、最初に一般会計に入り、その後一般会計から介護保険会計に繰り出すものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 2項国庫補助金1総務費補助金⑩社会保障・税番号制度システム整備費補助金で36万円の増でございます。歳出にも出てまいります。障害者福祉システムの改修の仕様が提出されたことから、今回増額補正をお願いするものでございます。事業費の3分の2を見込んでおります。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 2目②臨時福祉給付金事務費補助金につきましては、郵送料の増額により54万8,000円の増額をお願いするものでございます。全額国庫補助となるものでございます。終わります。

○上下水道課長（平 茂和君） 3目衛生費国庫補助金3節環境衛生費補助金でございます。循環型社会形成推進交付金でございますが、国から内示のあった補助金額25万2,000円を増額するものでございます。以上です。

○建設課長（佐々木竹彦君） 次に、5目土木費国庫補助金1節道路改良費補助金3,468万円の減額は、社会資本整備総合交付金内示額の確定によるものです。

続きまして、7節公共土木施設災害補助金420万2,000円の増額は、箕岳山線の災害復旧工事に係る630万円の3分の2の補助金額による増額でございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） それでは、次のページ、10ページ、11ページをお願いいたします。

7目教育費国庫補助金1節小学校費補助金③学校施設環境改善交付金4,246万6,000円の増額でございますが、旧篁岳中学校校舎改修工事に伴う補助金でございます。補助基準額の3分の1が補助となるものでございます。

次に、⑩被災児童就学援助費補助金24万6,000円の増でございますが、それから次の2節中学校費補助金⑨被災生徒就学援助費補助金30万7,000円の増額でございます。この補助金につきましては平成23年度から平成26年度までの事業となっております、当初予算編成時には事業の延長が決定されておりましたが、平成27年度におきましても事業を継続する通知がありましたことから今回増額をお願いいたすものでございます。全額補助となるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 15款県支出金1項1目①低所得者介護保険料軽減負担金72万4,000円の増額ですが、14款国庫支出金と同様に介護保険料軽減分の県からの補填分でございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、2目県補助金⑩青年就農給付金300万円でございますが、新たに2名の方が就農したことから青年就農給付金経営開始型を支給するものでございます。1人は24歳の方で小ねぎのハウス栽培、もう1人は38歳で和牛の繁殖プラス牧草等の転作作業受託に取り組むものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 3項委託金1目総務費委託金⑥国勢調査交付金でございますが、今回の国勢調査からインターネット回答が可能になったことにより調査員の負担が軽減されるということで、36万8,000円の減額内示があったものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 続きまして、6目教育費委託金1節教育費委託金⑤スクールソーシャルワーカー活用事業委託金122万1,000円の増額をお願いするものでございますが、今回、県の委託事業として内示を受けたことにより予算措置を行うものでございます。全額補助となるものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、17款寄附金1項1目1一般寄附金、ふるさと納税700万円の増でございます。今回の補正は、従来の納入方式に加えましてインターネットを使った寄附金の納入方法を新たに導入するものでございます。詳細につきましては歳出で説明したいと思います。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 続きまして、2目指定寄附金1節教育費寄附金①教育費寄附金22万1,000円の増額をお願いするものでございますが、この寄附金につきましては、旧涌谷中学校、旧篁岳中学校有志の方々から篁岳白山豊年踊り伝承事業の一助として受け入れたものでございまして、社会教育費の文化財保護経費に歳出予算を計上いたしております。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 18款繰入金2項基金繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、町長の提案理由にありましたように、歳入歳出の差額及び旧篁岳中学校校舎改修事業の財源とするため取り崩しをお願いするものでございます。取り崩し後の財政調整基金の残高でございますが、7億5,234万8,000円でございます。

それから、3目ふるさと涌谷創生基金繰入金でございますが、今回お願いするかがやくまちづくり補助金の財源として繰り入れをお願いするものでございます。繰り入れ後の基金残高でございますが、745万9,000円でございます。

それから、1つ飛びまして、12目震災復興基金繰入金でございますが、災害公営住宅への引っ越し補助金の財

源として繰り入れるものでございます。繰り入れ後の基金残高でございますが、6,551万円となるものでございます。

○**農林振興課参事兼課長（村上芳行君）** 続きまして、6目農業振興奨励基金繰入金30万円でございますが、さきの町長の行政報告にありましたが、1団体が安部卓爾記念奨励賞を受賞したことから基金から繰り入れを行うものでございます。

1つ飛んで、15目肉用牛特別導入事業基金繰入金130万円でございますが、返戻期日前完納者が3名いたことから2頭分を追加貸し付けを行うもので、基金からの繰り入れを行うものでございます。今年度は当初3頭に加え5頭となるものでございます。

○**まちづくり推進課長（今野博行君）** 20款5項5目1節雑入⑳長寿社会づくりソフト事業費交付金につきましては、地域社会振興財団が宝くじを財源として実施している交付金事業の健やかコミュニティモデル地区育成事業として生菓まちづくりの会の事業が採択されましたので、今回予算措置をお願いするものです。対象事業費の10分の10でございます。

㉔コミュニティ助成事業助成金につきましては、自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業に小里地区自治会の備品設備等への交付決定を受けたことによるものです。こちらも対象経費の10分の10でございます。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋宏明君）** 次のページ、14ページ、15ページでございますが、先ほど第2表のほうで説明したとおりでございます。

それでは、18ページ、19ページをお開きいただきます。

○**総務課参事兼課長（城口貴志生君）** それでは、歳出です。

19ページでございます。一般管理経費、まず9節の旅費につきましては、総合教育会議の費用弁償でございます。

それから、12節、13節につきましては、ふるさと納税の関係の増額でございます。ふるさと納税につきましては、税制改正により税額控除額が拡大されました。また、5つの自治体まで確定申告が不要になるなど寄附者へのメリットがふえ、寄附の増額が見込まれるところでございます。また、ふるさと納税の関心の高まりからインターネットの関連サイトへのアクセス数も増加しておりまして、各自治体で特産品等の充実を図っているところでございます。そこで、涌谷町におきましてもインターネット関連サイトへの掲載によるPRやインターネット決済の導入を計画しております。これによりまして寄附者への利便性の向上が図られるとともに、特産品の充実による地域ブランドの認知拡大、そういったものにつながりメリットが大きいというふうに考えております。

12節のインターネット公金取扱手数料につきましては、インターネット決済に係る費用、それから13節の委託料につきましては、寄附の申し込みから特産品の選定、発送等までの一括の費用となります。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋宏明君）** 2目文書広報費の14節使用料及び賃借料でございますが、日本広報協会からのシステムを使用しておりますが、管理するページ数増により13万円の増額をお願いするものでございます。

○**総務課参事兼課長（城口貴志生君）** 2庁舎管理経費でございます。12節の手数料、電気保安設備保守点検手数

料2万3,000円の増でございます。移動系防災無線用の自家発電設備の設置により増額をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 5目企画費、細目1企画調整経費、報償費記念品でございますが、60周年記念建町式典の参加者に対して記念品として、本日つけておりますが、誕生60周年という缶バッジを参加された方に寄贈するための記念品でございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 4情報化推進経費でございます。10万7,000円の減額でございます。手数料につきましては、契約の差金でございます。

13節の委託料は障害者福祉システム改修業務委託料54万円の増でございます。歳入でご説明しましたが、番号制度に対応した改修のための費用を増額するものでございます。当初予算には間に合いませんでしたけれども、今回業者のほうから改修の仕様が提示されたことから、補正をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 20ページ、21ページをお開きいただきます。

細目5総合計画策定経費でございますが、1の報酬、それから8の報償費、9の旅費、費用弁償につきましては、総合計画審議会、総合計画懇話会の今後の開催見込みによりそれぞれ増減をお願いするものでございます。それから、11節需用費の食糧費につきましては、会議の際の委員さんへのお茶代ということで2万円お願いするものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 10目1コミュニティ事業経費19節④補助交付金でございますが、地域づくり活性化事業補助金につきましては、北田団地内公園にあるブランコが老朽化し危険であることから補修等が必要ということで、涌谷町地域づくり活性化事業補助金交付規則に基づきお願いするものです。

かがやく協働まちづくり補助金につきましては、当初150万円を措置しておりましたが、昨年度までは5件の申請があり、その中から審査会を経て3件を採択している状況です。本年度は9件の申請があり事務局としましても大変喜んでおるところでございます。過日、審査会を開催し、涌谷神輿保存会奥州涌谷神輿會の中学生を中心とした文化交流事業、涌谷ベガルタ後援会のスポーツ交流事業、石仏公園野外音楽フェスティバルの音楽交流事業が上位3事業となったところでございます。4位、5位には、涌谷町白山豊年踊り保存会の文化交流事業とおひさまスマイルの子育て支援事業という結果となりました。今回、3位から5位までの審査点数が近接していたこと、事業の内容、実施のタイミング、審査員の意見等を総合的に勘案し、さらに9件という多くの応募があったこの町民のまちづくりへの機運を逃がさずに町が進める協働のまちづくりをさらに進めるため、ふるさと創生基金を充当し、今回、2事業の追加をお願いするものです。

健やかコミュニティモデル地区育成事業補助金につきましては、歳入同額を生薬まちづくりの会へ特定事業の補助として支出するもので、内容につきましては、漢方啓発講座の開催及び消耗備品を含む栽培関係費、開発研究費等でございます。コミュニティ助成事業補助金につきましては、歳入同額を小里地区自治会に支出するものです。終わります。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 消費者対策経費の賃金4,000円の増額ですが、先ほど総務課長が説明したとおりです。

○税務課長（泉沢幸吉君） 次のページ、22ページ、23ページになります。

2目賦課徴収費、賦課事務経費でございますが、賃金1,000円の増額ですが、総務課長の説明のとおりでござ

います。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 5項統計調査費、細目4国勢調査でございますが、歳入でご説明しましたとおり、今回の国勢調査からインターネット回答が可能となったため調査員等の手間が省けるであろうということで委託金のほうが減額されましたので、それにあわせてそれぞれ増減をいたしましたものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 24ページ、25ページをお開きいただきます。

3款1項1目、4臨時福祉給付金支援経費につきましては、歳入でご説明いたしました申請書、送付の際に申請書に口座番号等が記載されていますことから、郵送での経費54万8,000円をお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3目老人福祉費、5の介護保険対策経費401万5,000円の増額ですが、全て介護保険会計への繰出金で人件費等の増減によるものでございます。なお、その中で一番下の行に記載しています介護保険低所得者保険料軽減繰出金289万8,000円の増額ですが、歳入でもご説明いたしました、介護保険料第1段階の方の保険料軽減分を国、県、町分を合わせて繰り出す分でございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 4目、6障害者自立支援費28万2,000円の増額につきましては、提案理由にもございました障害福祉計画策定の際に自立支援協議会を立ち上げまして意見等をいただきましたが、障害者に対する理解が不足していることが挙げられまして、今回、理解周知のための障害支援団体によります福祉祭り開催の経費といたしまして、講師謝礼、ポスター等の経費といたしまして24万6,000円をお願いするものでございます。なお、修繕料につきましては、視覚障害者用拡大読書器の修繕に要する経費といたしまして3万6,000円をお願いするものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 続きまして次のページ、26ページ、27ページをお願いいたします。

2項4目、細目2児童館運営事業経費でございます。7節賃金②臨時事務職員賃金3万4,000円の増額をお願いいたしますものでございますが、臨時保育士通勤手当改正に伴う増額でございます。

12節役務費②手数料、消防設備保守点検手数料1万8,000円の増額につきましては、小里箕岳学童クラブの消防設備保守点検に係る所要額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目保育所費、細目2保育所管理経費7節②臨時事務職員賃金6万3,000円の増額につきましては、通勤手当改正分でございます。12節役務費②公用車点検手数料11万3,000円、それから③の保険料2万7,000円、それから下にあります27節①公課費、公用車重量税7,000円の増額につきましては公用車の車検に係るものでございますが、本来でありますと当初予算に計上いたすところではございましたが、計上漏れがありましたので今回計上いたすものでございます。大変申しわけございませんでした。

戻りまして、12節役務費の保育用パソコン保守管理手数料1万4,000円の増額でございますが、パソコンのリース期間を延長したことによりまして保守管理料が増額となりましたことから、今回お願いいたしますものでございます。

次に、15節工事請負費19万円の増額でございますが、さくらんぼこども園の教師用の駐車場整備といたしまし

て、面積370平方メートル、厚さ10センチの敷き砂利工事に要する所要額をお願いするものでございます。

次に、18節備品購入費4万9,000円の増額でございますが、これもさくらんぼこども園正面玄関に設置いたします掛け時計を購入するものでございます。終わります。

○上下水道課長（平 茂和君） 次に、3目環境衛生費、細目5生活排水処理施設費の19節負担金補助及び交付金④補助交付金でございますが、国から内示のありました補助金対象の7人槽4基分を増額するものでございます。27年度の予定基数は5人槽5基、7人槽13基となるものでございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 次のページをお開きください。

6款農林水産業費3目細節1農業振興対策事業費①報償金、安部卓爾記念奨励賞報償金30万円でございますが、歳入でご説明いたしました1団体への報償金でございます。

続きまして、細節1畜産振興事業費①貸付金130万円でございますが、これも歳入でご説明いたしました2頭分の増額をお願いするものでございます。

続きまして、細節1水田農業構造改革対策事業経費④補助交付金、青年就農給付金300万円でございますが、これも歳入でご説明いたしました2名分の給付金をお願いするものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 32ページ、33ページをお開きください。

7款1項2目2企業誘致対策経費19節④補助交付金でございますが、昨年度新設されました桜さいだんの建物等に対しまして、涌谷町企業立地促進条例及び規則に基づき固定資産税相当額の2分の1を奨励金として交付するものです。

3目1観光振興対策経費11節①食糧費でございますが、町長が提案理由で申し上げましたとおり、北海道のテレビ番組でのファンイベントが開催されることになりました。その中で餅を振る舞うための所要の経費でございます。終わります。

○建設課長（佐々木彦彦君） 次のページ、34、35ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費13節委託料は交付金に係る予算の組み替えにより1,745万円の減額となり、町道改良実施設計により大谷地線の測量設計業務1,500万円を単独費で増額する差額となり245万円の減額となります。

15節工事請負費で交付金事業で2,525万円の減額となりますが、涌谷不動堂線の道路改良工事を500万円で単独費で増額するもので、差額2,025万円の減額となります。

次に、3項都市計画費2目公園費3節公園管理経費で40万円の増額は、消耗品費で公園の桜等への肥料等で10万円、修繕料30万円は城山公園のひょうたん池の防水修理のために増額をお願いいたしますものです。

次のページ、36、37ページをお開きください。

○上下水道課長（平 茂和君） 4目下水道建設費28繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計繰出金について1,311万円の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては特別会計の補正予算の際に説明させていただきます。終わります。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、4項住宅費1目住宅管理費、公営住宅管理経費修繕料50万円は、八雲住宅で退去した住宅の修理費に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

次に2目住宅建設費、災害公営住宅整備事業経費補助交付金24万円は、引っ越し費用補助金が26年度中に入居

に至らなかった世帯とこれから入居する見込みの差額により増額するものでございます。終わります。

○総務課防災交通室長（達曾部義美君） 9款消防費1項消防費3目消防施設費19節負担金補助及び交付金で、国県負担金で1,000円の増額です。消防庁から貸与された消防広報車1台分の電波使用料でございます。

③その他負担金2万6,000円の減額です。当初で計上していましたが三級陸上特殊無線技師講習受講負担金で、今年度配属された職員が既に資格を取得していたため減額するものでございます。

5目災害対策費12節役務費で手数料6万5,000円の増額と16節原材料費10万8,000円の増額ですが、総合防災訓練での訓練用と模擬家屋の運搬撤去手数料と材料費一式の費用でございます。

13節委託料32万円の増額でございますが、防災訓練時に使用するテント20張分のリース及び設置撤去業務料でございます。

38ページ、39ページをお開き願います。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 10款教育費1項2目、細目2事務局経費でございます。8節報償費①報償金で86万4,000円、次に9節②普通旅費で13万4,000円、11節需用費②消耗品費で21万円の増額をお願いいたすものでございますが、歳入でご説明いたしました県の委託事業でありますスクールソーシャルワーカー活用事業に要する所要額でございます。今回のスクールソーシャルワーカーにつきましては、県の紹介をいただきまして、一方をお願いするものでございます。

それから、12節②手数料8万7,000円の増額をお願いいたすものでございますが、旧ひなた幼稚園、旧箕岳中学校の消防設備保守点検手数料でありまして、これも当初予算に計上漏れがありましたので今回お願いいたすものでございます。大変申しわけございませんでした。

それから、次の③保険料で1万4,000円の増額でございますが、スクールソーシャルワーカーの傷害保険料に係るものでございます。

次に、13節委託料457万9,000円の増額でございますが、月将館小学校のスクールバスの運行業務委託料につきまして、新制度の運賃料金への移行に伴う増額分をお願いするものでございます。

次のページ、40ページ、41ページをお願いいたします。

2項1目、細目2学校管理経費でございます。4節共済費26万4,000円、7節②臨時事務職員賃金165万8,000円の増額でございますが、小里小学校の臨時業務員に要する所要額をお願いするものでございます。これも本来であれば当初予算に計上すべきところでありましたが、計上漏れがありましたので今回お願いするものであります。重ねておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

次の9節旅費7,000円の増額でございますが、耳鼻科の校医でございまして、今回仙塩利府病院の耳鼻科の医師に決まりましたことから、校医の旅費をお願いするものでございます。

12節役務費②手数料26万9,000円の増額をお願いするものでございますが、月将館小学校にありますコンデンサ変圧器の検査手数料及びコンデンサ更新手数料、それから涌谷第一小学校で管理いたしております薬品の廃棄手数料に係るものでございます。

次に、細目3小学校施設整備費13節委託料で388万8,000円の増額をお願いするものでございますが、旧箕中改修工事に係ります管理業務委託料でございます。

15節工事請負費①旧箕中改修工事で2億6,414万7,000円の増額をお願いするものでございます。

それでは、定例会資料の14ページをお開き願いたいと思います。

それでは、旧箕岳中学校改修工事の概要について説明させていただきます。

今回の工事といたしましては、1つは長寿命化の改良工事、それからもう1つが、現校舎が中学校ということで小学生対応の改修工事ということになります。先日の議会全員協議会の席上でトイレの改修につきましても小学生対応と説明いたしましたが、トイレにつきましては、幼児用の洋式便器につきましては一般のものよりも小さいということですが、小学生になりますと一般と変わらないものということですが。トイレの改修につきましては、床を、今までは水で拭いて掃除ができるというふうな湿式の床になっておりましたが、今回乾式ということでモップで掃除ができるというふうなものに変更し、和式の便器を洋式化とするものでございます。訂正し、おわび申し上げます。

それでは、14ページでございますが、配置図でございます、網かけになっている部分が工事箇所となるものでございます。外構工事といたしまして、図面左側、武道館の上に位置しております校門の入り口通路の改修でございます。現在、北側の通路でございますが、幅員が狭くスクールバスの乗り入れに支障があるということから、3.5メートルの幅に拡幅するものでございます。それから右側にプールがありますが、プールの前のほうに遊具の新設をするものでございます。

それでは、次のページをお開き願います。

15ページにつきましては、1階、2階の平面図になります。1階につきましては、右のほうから昇降口、音楽室、職員室、保健室、図書室等が配置されております。工事といたしましては、下足棚の新設、それからトイレの改修、防火シャッターの新設等が主な内容となっております。2階につきましては、1年生と特別支援の教室、それから調理室、技術室の特別教室になるわけでございますが、普通教室におきましては上下に動くスライダー式の黒板の設置、それからロッカー、掲示板等の新設、それから小学生対応とした調理台の新設をするものでございます。それからトイレの改修と小学生基準によります階段の手すりの設置、また安全対策といたしましてバルコニーに手すりを新設するものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

ここでは3階の平面図になります。3階におきましては、2年生から6年生までの教室、それから理科室でございますが、改修の内容といたしましては2階と同様になるものでございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

17ページでございますが、立面図でございます。この図面につきましては、外壁改修といたしまして、耐久性にすぐれました塗材を採用いたしまして塗装するというものでございます。

次のページをお願いいたします。18ページでございます。

体育館の平面図になるわけでございますが、体育館の内壁の塗装、それからバスケットゴールの改修、どんちよう等の新設、それからトイレの改修が主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

これは体育館の立面図でございますが、体育館の屋根も老朽化しているということで、今回、今ある屋根の上にカバー工法というもので新設するものでございます。

次のページをお願いいたします。

このページにつきましてはプールの改修でございますが、プールの水深を中学校の仕様から小学生仕様に改修するものでございます。なお、プールのトイレにつきましては、現在洋式の便器が設置されておりますことから、今回の工事には含まれていないものでございます。

それから、ただいま申し上げました以外に省エネルギー対策といたしまして、ガラスに断熱フィルムの張りつけですとか暖房機を効率のよいFF暖房機に更新をいたすものでございます。

工期につきましては、この予算がお認めいただきましたら早速入札の準備に入りまして、来年の3月末を予定としております。

以上で工事の概要の説明を終わらせていただきます。

予算書の40ページ、41ページにお戻りいただきます。

2目教育振興費、細目1教育振興経費20節扶助費24万7,000円の増額をお願いするものでございますが、被災児童就学援助費として4人を見込んだものでございます。

次のページ、42、43ページをお願いいたします。

3項中学校費1目、細目2学校管理経費2節旅費で4,000円の増額をお願いするものでございますが、小学校管理経費と同様、耳鼻科の校医旅費でございます。

続きまして、1教育振興経費20節扶助費30万8,000円の増額をお願いするものでございますが、被災生徒の就学援助費として3人を見込んだものでございます。

次のページ、44、45ページをお願いいたします。

4項幼稚園費1目、細目2幼稚園管理経費7節②臨時事務職員賃金8,000円の増でございますが、通勤手当改正分でございます。

12節役務費②パソコン保守管理手数料1万2,000円の増額でございますが、さくらんぼこども園のパソコンの保守管理料でございまして、保育所管理経費と案分したものでございます。

次に、15節工事請負費15万6,000円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましてもさくらんぼこども園の駐車場整備工事として保育所管理経費と案分したものでございます。全体の工事といたしましては34万6,000円になるものでございます。

次に、18節備品購入費39万7,000円の増でございますが、南幼稚園の保育室のカーテンの更新、それからののだけ幼稚園にあります石油タンクの更新に要する所要額をお願いするものでございます。

次に、4預かり保育事業経費7節②臨時事務職員賃金1万6,000円の増額につきましては、通勤手当の改正によるものでございます。

続きまして、5幼稚園保育委託経費13節①委託料、他市町村幼稚園保育委託料44万2,000円の増額でございますが、本年度登米市の幼稚園に園児1名が入園しましたことから、保育委託料といたしまして所要の額をお願いするものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、5項社会教育費1目2社会教育事務経費の中の共済費、社会保険料19万7,000円の減額でございます。当初予算で誤って計上したものでございます。大変申しわけありませんでした。終わります。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 次のページ、46、47ページをお開きください。

3目文化財保護費、文化財保護経費で補助交付金で22万2,000円の増額につきましては、歳入でご説明しました指定寄附金を白山豊年踊り保存会へ補助いたそうとするものでございます。

次に、史料館費、賃金②臨時事務職員賃金で11万9,000円の増額につきましては、先ほど総務課長の説明のとおり通勤手当の増でございまして。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） それでは、48ページ、49ページをお願いいたします。

2目給食センター運営費、細目2給食センター運営経費11節⑥修繕料で32万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、給食センターボイラー室にあります電気式のシャッター付換気扇の修繕及び今後の見込みも合わせまして所要の額をお願いするものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費は15節工事請負費の630万円の増額ですが、去る5月20日に国の災害査定を受けました麓岳山線の道路災害復旧工事に要する増額をお願いするものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 14款予備費につきましては、歳入歳出の差額67万2,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で説明は終了いたしました。

休憩します。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。4番。

○4番（久 勉君） 総務課長の説明の中で、今回、臨時職員の通勤手当ということで計上されているんですけれども、ただ通勤手当というのは有資格者、例えば保育士さんであるとか幼稚園の先生であるとかあるいは看護職とか、そういった有資格者の人へ通勤手当を出すのは私は別に構わないと思うんですけれども、47ページ、史料館の臨時事務職員賃金11万9,000円。この方は何年間か史料館に勤務されていて、今回、仙台へ転居された。仙台から涌谷へ通うのに通勤手当を出すというのはいかがなものかなと思うんですけれども、その辺、どういふことでそういうことを決めたのか。こういった方には通勤手当出すと。ほかに資格を持ったのがなかなか求めるの難しい人にやはりわざわざ涌谷に来てもらうというのに出す。それは構わないと思うんです。ただ、資格も要らない何も要らない、それが仙台から通ってくるのになぜ。町内でどうしても間に合わないというのならそれはそうなんですけれども、別に間に合わないわけでもないみたい。何でそこまでその人にやらなければならぬのかというのは、ちょっといかがなものかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） まず、通勤手当の考え方なんですけれども、役場に勤めている方、正職員も含めていろいろ嘱託の方、臨時の方いらっしゃいますけれども、いわゆる実費相当分ということでございますので、そこで有資格だから出す、資格がないから出さないという考えではなくて、実費相当分ということで昨年度から臨時の方たちにも支給しているということでございます。今回、私が人件費全般でしゃべったのは、改正分について当初で間に合わなかった、方針が決まらなかったので7月から改正分を値上げしたいというそういう説明をさせていただきました。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） それでは、4番の久議員さんにお答え申し上げます。

実は、史料館につきましては2名体制で勤務いたしております。そういった中で、そのうちの1人の方が先ほど議員さんがおっしゃられたとおり仙台市へ転出なされた。転出なされたのは5月7日の異動日でございます。そういったようなことで、仙台市からの遠距離通勤ということになりますから、健康、それから交通の関係もございまして、本人を呼んで今後の勤務について確認をいたしております。そうしたところ、週3日の勤務に当たっているといったようなことで勤務に本人は負担を感じないといったようなことで、これまでどおり本人からは勤めさせてほしいということでございます。そういったようなことで、人事に関するでございますので、教育長、あと総務課長と協議した結果、先ほど総務課長の話のとおり、任用通知では1年といったようなことで本人に採用いたしてございます。また、先ほどお話ししたとおり、本人の意思を尊重して今年度につきましてはそのまま継続で勤務に当たらせると、来年度については、久議員さんおっしゃられたとおり、そのことを十分考慮しながら人選に当たりたいと思っておりますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 本人の意思って、本人、だって、仙台から来てお金もらって、そのほか通勤手当までもらうんだったら喜んで来るんじゃないでしょうか。まさかやめますとは、そうやって優遇されれば。ただ、町内で間に合わないというのならそれはそれで仕方がないかもしれません。特に資格を有する仕事とかということになれば、やはりそういったのは町内で求められなければ町外からというのもやむを得ないと思いますけれども、別に町外から求めなくても、町内で間に合うのであれば何もそういった人を使わなくてもいいと思うんです。ただ、1年間の契約だったと言うけれども、その1年間の契約したときは彼は多分町内在住だったと思うんですね。それが変わったんですから、変わったら変わったなりにこっちの対応だって、仙台から来るんでしたらもういいですよということだって言えないわけではないわけですよ。別にそれは労働基準法とかなんとかに反するわけでも何でもないことだと思いますので、ただ何年間かやっているから情が入っていないかと言えば、それはないと思います。でも、やはりビジネスなんですからそこに情も何も入れることなく、町のお金を使うわけなんですよね。何でそこへお金を使わなければならないのと言ったときに、どうやれば論理的に説明できるかというとなかなかできないのでないのかなと思うんですけれども、総務課長と相談した、教育長と相談した、総務課長、教育長がオーケーだからオーケーにしました。そういう問題ではないと思うんですけれども、どうですか、総務課長。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 相談受けまして教育長さんともお話をしまして、いろいろな考え方があろうかと思えますけれども、そのとき出たのは、引っ越しをしたからやめてくださいとかそういう言い方はまずできないだろうということでございます。ですから、期間も限定して1年間お願いするというそういう考えになったものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 次、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に進みます。

次に、5ページ、第2表地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

次に歳入でございますが、一括質疑となります。

8ページ、13款使用料及び手数料から15ページ、21款町債までについて質疑ございませんか。4番。

○4番（久 勉君） 8ページ、9ページで土木費国庫補助金、道路改良費補助金で当初で7,800万円なのが今回3,468万円の減ということで約半分の減なんですけれども、内示があったからだということなんですけれども、じゃあ当初の見方はどうだったんですかということがちょっと、半分も減額になるということは何が原因だったのかなと。

それから、10ページ、11ページ、寄附金の中の指定寄附金で、教育費寄附金で22万1,000円なんですけれども、何かで餅まきか何かして余ったのを寄附されて、白山豊年踊りへ使っていただきたいと。これって自治法の96条9号の負担付寄附は議決事件なんですけれども、それに当たらないのかどうかということ。2点。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 当初予算で社会資本整備交付金7,800万円を予算措置しておりましたけれども、工事内容的に涌谷町で要望した額に対しまして国の査定等がありまして、このような大幅な全県的に減額になったものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） ただいまの久議員さんのご質問でございますが、負担付寄附といいますが、この物を寄附するので反対にこういうことをやってほしいというのが負担付給付というふうに私のほうで認識しておりましたが、今回の寄附につきましては、この寄附を伝統芸能の継承に使ってほしいというこの寄附でございましたので、受けたものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 済みません、理解できないの。こういうことをやってほしいとやった金は負担付寄附になる。今回ののは、伝統芸能に使ってほしいというのはこういうことをやってほしいということにはならないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） ちょっと今自治法等まだ見ていませんので詳しくはお話しできないんですけれども、ちょっと時間いただければと思います。済みません。

○議長（遠藤稯雄君） 休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開します。

ただいまの最終的な執行部の判断は留保したいと思います。

次にご覧いませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） それでは、歳出に入ります。

16ページから21ページの2款総務費1項総務管理費についてご質疑ございませんか。14番。

○14番（大泉 治君） コミュニティ事業経費でお尋ねしたいと思います。涌谷町かがやく協働まちづくり補助金でございますが、これは当初予算で150万円ほど認められ、非常に町民に応援する町の姿があらわれるすばらしい補助金だなというふうに思っておりました。そしてまた、これは補助金の性格といいますか、性格上、補助金は当初予算での完結型とそれからまた申し込みがあった折に随時補助金を出すものと2つに分かれておるものというふうに考えておりますし、そういった性格の補助金があることも重々承知しております。そういった中で、このかがやく協働まちづくり補助金については、前者の当初予算における完結型の補助金であるというふうに認識しております。そういった中でこれが補正で上がってくるというのは非常におかしいなというふうな思いがしております。要するに、交付要綱の中の第1条に「予算の範囲内において交付するものとし」とうたわれ、さらに募集要項の中には、補助率及び補助限度額においては、括弧書きで「平成27年度予算額150万円の範囲内での交付になります」と明記されております。そういったことから、この補正は要綱及び涌谷町補助金交付規則、これらに反するものではないのかなという思いがしてご質問を申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稯雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（今野博行君） お答え申し上げます。

そちらのほうの補助金のそれぞれの当初予算完結型かまたは随時ですかという考えはいろいろございますけれども、こちらのほうの予算の範囲内ということであってございまして、この募集要綱の発行、公表したときにつきましては150万円の予算額があったということで、そちらのほうを明記してございます。ということで、今回、当然予算のほうを先にお認めをいただいて、それから今後の対応ということになるということをお願いしております。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） そういう補助金であったはずなのに今回どうして上がってきたのかという質問ですね。続けてください。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 理由につきましては先ほど説明をさせていただきましたけれども、3事業につきましては確定をしました。それから、そちらのほうの審査の際に、3位から5位までが近接している、

それから事業の内容、実施のタイミング、審査員の意見を総合的に勘案し、さらに9件という多くの応募があったことから、そちらのほうの機運を逃さずにさらに協働のまちづくりを進めるということで、町長のほうが判断して、今回、2事業の追加をお願いするというところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 募集要項の10番目に留意事項というのがございます。その中の（3）に、「補助事業者は補助事業の実施及び実施結果に関して涌谷町かがやく協働まちづくり補助金交付要綱及び涌谷町補助金等交付規則、関係法令等を遵守する必要があります」と。これは、そういう意味では、審査を受けてその範囲に入らなければ仕方がないというふうな形の中で認めてくださいよという要綱がきちんとここにはうたわれておるわけでございます。そしてまた涌谷町補助金等交付規則、これ条例でございますが、この中には補助を出す側の要綱がございます。第3条に「課長等は、その所掌の補助金等にかかわる予算の執行に当たっては、補助金等が住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることを特に留意し、補助金等が法令（条例、規則、規程及び要綱を含む）及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない」というふうになっております。

そしてまた、先ほどの説明ですと、確かに機運を高めていきたいと、今盛り上がっているものをそこで芽を摘むようなことがあってはならないというそういう気持ち、よくわかります。しかしながら、こういった規定がしっかりとうたわれている中で、今回2件だけが補正をかけられていると。応募した残りの方々との不公平感はないのか。規定に規則にうたわれている公正というような部分でのところはどうかと。これはみんなやはり全て応募する方は一生懸命やっている方でございます。そういう中で、わざわざこういう規定がうたわれているというのは、どなたにも補助、助成を出したいんだけどもしかしこの金額ですよというようなことでうたわれておるので、それを選ぶための審査会があるわけだというふうに私は思っております。でなければ、審査会も何も必要なく、例えば書面で目的に達する書類が整備だけされておれば応募した方々全員にやるべきような補助金であろうというふうに思います。それをあえて限定しなければならないそのための審査会でありまして、それを正当化、きちんと住民も理解しての応募であろうというふうに思います。

その辺、こういった本来であれば町がそういった条項、そういったものをある意味破ってと言ったらおかしいですけども、それらに従わないというのは、行政である町が行っていいものかどうか。私も今質問しながら大変ある意味つらい思いではございます。そういったところも含めてご答弁いただければと。課長でわからなければ審査会の委員長なり何なりに答弁いただいても結構ですけども。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 大泉議員さんからいろいろとご指摘いただきました。よくよく皆さんお考えいただきたいというふうに思います。この制度をどういふようなわけで作ったかということでございます。それは先ほど課長のほうから述べさせていただきました。そして、この制度が発足してから3年目を迎えました。1年目、2年目、5件ぐらいだったんです。そして、ことし9件になったと。この制度が大きく町民の中に根ざしてきたなというふうな思いを持っております。非常に嬉しいことでございます。町が将来目指すべきそういった町の体制というのはどういふものが必要なのかということで、第4次の総合計画の中に載っています。協働のまちづくりです。地域の皆さんが皆さんの考え方で、その考えを持って地域づくりを進めていくという、そ

ういうことでこの制度をつくり上げました。確かに制度の中にはそういった縛りはございます。そういった縛りの中でやるのが行政です。確かに言われるとおりです。

ただし、私は今回審査会の委員長として皆さんのお話を聞きながら、やはり審査委員全員、5人が審査委員ですが、その中で話し合ったときに、申請者の方々の熱意、そして審査会での討議、それらを踏まえて、特に審査会は点数制でやっていますので、それぞれ1位から3位、4位、5位と点数でやはり判断をさせていただいています。ただ、その中で、さっき課長が申しましたように、3位、4位、5位というそういったランクの方々の点数の差がほとんどなかったんです。こういったときに審査会の中で議論させていただきました。やはりプレゼンテーションをしたときの皆さんの熱意を感じたときに、この2件の申請についてこのままにしていんだらうかと。せっかくの出てきた芽を、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、芽を摘むような町の行政でいいんだらうかということです。やはり我々は、特にこういう時期です、皆さんご承知のように中学校が統廃合されました。こういった時期にどういうふうな判断をするかということです。そういった方々がそういう思いで申請なさってきた。それは、やはり我々は、それだけではないんですけれども、はっきりと受けとめなければならぬと思うんです。

そういった意味で、いろいろとご議論はあろうかと思えます。ただ、私はその制度の内容とすれば、確かに議員さんのおっしゃることも一理ありますが、ある程度柔軟性を持たせた対応もやはりしかるべきあっていいんじゃないかなというふうに思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 本来であれば私どもが議員の立場の中ではこういった条例とか規則とかそういったものを見逃すことはなかなか難しい判断だらうというふうに思えます。であれば、またこういった募集要綱なりを1行入れるとか、その中に。また、その予算の範囲内できちんと150万円以内というような示し方をするのではなく例外もあるような形の1行を入れるとか。そしてまた、今不思議に思っているのが、法律で決まっているんだけれども何とかしてもらえないかというのは、本来私たちのほうの立場でございます。それを行政である町側が、規則や法令、何とか曲げて受け入れてくれないかと。何か不思議な感じがしております。

そしてまた、この後、質疑があるでしょう。今回提案された議案の中には非常に大切な議案もございます。どうしても通してやりたい議案が山積みでございます。その中で私どももなぜこういった話をするかということ、これらを今回よしとすれば、これは今後も十分この件だけでなく全てあり得る件に、規則も条例も法律も「住民の皆さんが、住民の皆さんが」と言えば全部通る形になるというふうに私は思います。あえて例外、こういったものはつくるべきではないと。

その方々、もしくは、そしてまた先ほども申し上げましたが、その点数が近いとか近くないとか、同点であってもその範囲で選ばなければならないのが審査会の役目でございます。それらを度外視して点数が近いとか近くないとか。だから、先ほど申し上げましたけれども、じゃあ残りの参加した組織団体の方々はどうなのかと。その辺を含め本来であれば私の問いかけでございますけれども、この点については本当は応援したいです。間違いなく。けれども、やはり規則、法律、条例、そういったものに従って社会は成り立っているんだらうと。ただ、その中にはやはりぎりぎりをかけるまでもないものも当然ありますし、そこにはきちんと条項でうたわ

れております。そういったものに関しては。

あえて申し上げます。この項目、取り下げの提案はできないものかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、私のほうからお答え申し上げたいというふうに思います。

私はこのままぜひ議員の皆様方にご理解をいただきたいというふうに考えております。ただいま副町長が苦渋の選択をしながら、今、涌谷のまちづくりあるいは町おこしのためにせつかく地域の団体あるいは町内のそういう人たちが、頑張っていこうじゃないか、汗を流していこうじゃないかという機運が高まってまいったその時期で、私自身は相当嬉しい姿であるなど。やはりこういう姿こそが町を一つにして頑張れる大きな大きな原動力になるのかなという思いで話は聞いておりました。でありますので、ぜひその芽をしっかりと育て上げるところがこれからのまちづくりの大きな要諦だろうというふうに考えて了承した次第でございます。

おととも鈴木英雅議員あるいは大友啓一議員のほうから、町おこし、まちづくり、あるいは郷土芸能等々に総称いたしましていろいろと質問等々がなされまして、私の判断を仰がせるというような質問がございましたが、やはり私は皆さんと思いき通をした姿でまちづくりをしていく、それが町民に反映される、町民も一緒にその方向性に頑張ろうというその姿がこれからの大きなことではないのかなということで、鈴木英雅議員あるいは大友啓一議員にも前向きな回答をさせていただいたのがそれでございます。

でありますので、一つの政治判断といえば政治判断と言われるかもしれませんが、私は地方創生、涌谷町版の総合戦略を進める中、あるいは第5次総合計画を策定をする中にも、大いにそういう方々の意欲というんですか、そういう方々から発生する意欲というものが当然大きく大きくこういう計画の中に反映され、前向きに進めるものだというふうに考えておりました。でありますので決断をしたわけでございますので、どうか議員の皆様方もその辺のところをしっかりと認識、理解をしていただいて、進むべき涌谷の姿はどういう状態、あるいは現実はこの状態であるのを町民のお力をおかりして前に進んでいこうじゃないかということが私の願いでございますので、その辺のところはしっかりと認識していただければ大変大変幸いですというふうに考えております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、質問者の中で制度上の問題がある中で今後に前例となるのではないかと不安がありますが、そのことに対しては答弁が漏れています。

○議長（遠藤稔雄君） それについては、今後計画をするあるいは事業を起こす際の規定等々については、十分参酌をしながら含みを持たせる、あるいはそういう希望的な姿も多少は認められるようなその姿というものは、今大泉議員さんがおっしゃったようなことを十分参考にしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時39分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

先ほど残り4団体に対してはどういう考えを持っているかという質問がございました。それに答弁をお願いします。副町長。

○副町長（菅原孝治君） 確かにそれは言えると思います。9団体ですから。9団体が申請して。ただ、私のほうの審査会の判断としては、3、4、5の点数とその下の6、7、8、9、そこら辺の団体との点数差が大きかったのです。これは現実問題としてそういうふうにありました。そういった中で審査会としては判断したわけです。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 自分たちがつくったルールを自分たちで壊すというのは最悪だと思います。熱意とか何とかと言うけれども、じゃあ9団体のうち残された4団体の人たちの熱意はどうするんですか。一生懸命やりたいと出てきた9団体、全部見てあげたい、でも選ばなければならないから選んだと。最初は3団体でやろうと言ったのが、点数が近いからふやした。じゃあ残された4つの団体の人たちはどう思うの。何で俺たちのためなのや。熱意とかなんとかと言いますけれども、大体地域がそうやって盛り上がってきたのを潰す気持ちはない。前に潰しているじゃないですか。商工会が朝日生命の跡地を何とかしてほしいと言ってきた。あれは熱意でも何でもありませんか。お金までかけて絵を描いてきたんですよ。それを、できない。どうやったらできるかということすらない。ただできないということで一蹴してしまっている。今回はこういうことで熱意があるから認めるって、つじつま合わないじゃないですか。全然論理的でないですよ、決め方に。9団体だったら9団体全部見てやりなさいよ。金額に差をつけたっていいじゃないですか、それは。そういうことが心温かい行政なんじゃないですか。さっき14番議員が言いましたけれども、残された4団体の人たちはどう思うんだろう、これ。何で俺たちだめだったんだろう、それならもう、俺たちはやらないよと。マイナス効果のほうもあるんじゃないですか。そういうことは考えられないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） さっきも言いましたように、審査会のときに1位から9位まで全部発表したんです。その中で申請した方々は理解していると思うんです。それしかないですよ。さっき商工会の話をしましたけれども、商工会の話と今回の話は違いますよ、全然。全然違う話を一緒に持ってきて議論するというのはおかしいと思いますよ。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 発表した。1位から9位まで発表した。だったら、当初予算で3団体分しかとっていないから3団体でいいんじゃないですか。それはもう4位、5位だってわかっているんでしょう。何でわかっているのに後で追加するんですか、2つ。

それから、商工会の話と全然違うと言いましたけれども、そうじゃないでしょう、熱意ということからすれば。こうやってまちづくりをしてほしいという熱意に変わりないじゃないですか。協働したまちづくりとって、自分たちはこうやってお金をかけてものを考えてきた。それと一緒にしないでくださいって（「全然違うでしょう」の声あり）何が違うの。金額が違うとかなんとかの問題じゃない。だったら、金額が違うんだったら、金額違ってもいいですよ。じゃあ町はどこをやっていったら商工会のそういった人たちの熱意に応えられるか

というのが何もないじゃないですか。違いますか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） まちづくり協働事業の補助要綱のことで議論しているわけです。それなのに商工会の補助のやつを出してくる。全くこれ違うと思うんですよ。そういうのを一緒に議論されてはちょっと違うんじゃないかなと私は思うんですけれども。ただ、その制度をつくったのは相当後ですから、その後の。3年前ですから。それは、その後にそういった考え方でそういった団体で申請してくればそれはそれなりに対応するというところでございます。ただ、金額がまるっきり違いますから、そんなものではとても対象にはならないかもしれませんけれども。

ただ、さっき言ったように、審査会の中で確かに1位から9位まで発表しましたよ。発表したときにそれぞれの方々が認識しているわけです。ただし、ある程度の点数が近かったという話もしています。確かにそれは審査委員会の中でも、審査委員の方は町の職員だけではないです。外部も入っています。これはすばらしかったねという話がいっぱい聞こえてきます。そういったときにやはりそれを何とかしてやりたいというふうな話になったのは当然だと思うんです。やはりそういう中でご理解いただけないというのは、さっき大泉議員さんからも話ありましたけれども、何か話が逆転しているような感じしますよ。こういう話を私たちは逆に議員さんたちがやったような話をいつも執行部はしていたわけです。それ、今逆転しています、話が。これがどうしても私は一つ解せない点です。皆さんのほうがかえってこれを進めろというふうな話が出てきて当然じゃないかというふうに私は思っています。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） ルールを守らないということがおかしいのであって、別にこの事業をやめろとは言いません。9団体も出てきたら、9団体出てきたこともすばらしいことだと思います。だったら9団体をどうやったら救えるのかということですよ。何で絞らなきゃいけないのかということと、審査会って何なの。人が人に点数つけるだけでしょう、審査会と言ったって。だったら、がらがらぼんのくじ引きとかなんとかのほうはまだわかりやすいですよ。それも、5まで点数が本当に近かったら、5のうち3つしか予算ないのでこしは3団体にしますので、大変申しわけないけどここからはくじ引きにしましょうとか。何か方法論が違うんじゃないの。いや、目的はすばらしいと思いますよ、確かに。そのすばらしいのに9つも出てきたというのは、これもすばらしいことだと思う。だったら、その9つをどうやったら救えるかというものを考えるんじゃないですか。どうやって線を引いた。それは、審査会、審査会と言いますが、審査会だって人でしょう。人が人のことを決める。だったらくじ引きでもやったほうがまだわかりやすい。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） ちょっと休憩とってもらえませんか。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

○副町長（菅原孝治君） やはり久議員さんもわかっていると思うんですが、制度をつくったらやはりある程度縛りはつくらなきゃいけないですよ。（「つくったらルールを守れって」の声あり）ルールはつくっていますが、この要綱の中にいろいろ書かれていますけれども、ただ予算の範囲内でやるということです。その中で、いいものが出てきたので、もう一回補正予算を組んで皆さんにお願いして、そしてこの提案はいかがですかというふうな聞き方はしているわけです。ですから、ルールを曲げた、曲げたとおっしゃいますけれども、ルールにのっとって私たちはやっていると思っています。そうじゃないでしょうか。だって、いろいろなことが出てきますよ、事業やっている中で。それが出たときにどう判断するかは政策判断だと思います。それがダメだということであれば、それはしようがないです。私たちの考え方が理解されないということですから。ただし、私が言いたいのは、この事業、制度が悪いことなのかということです。いいことでしょうか。だから、さっき町長も話しましたが、要綱の内容をもっと柔軟なものに変えていったらいいんじゃないかという提案であれば、それは確かにそのとおりだと思います。ですから、そのことはやっていきますけれども、今回のこの提案についてはひとつご理解をいただきたいということです。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。11番。

○11番（長崎達雄君） 21ページの総合計画策定計画の中で、総合計画審議会の委員というのは何名で、氏名は発表されないんですか。どうして氏名は出さないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 総合計画の審議会の委員については、決して名前を出せないわけではないです。人数は26人です。総合計画の審議会の委員とあわせて総合戦略の策定もお願いするという事なので、国で言っております産官学金労言ということで、そういった団体の代表の方を選んでおりますが、ただ言についてはちょっと町内で適当な委員さんを見つけることができなかつたために、言のほうだけはちょっと抜けていますが、その他の産官学金ということで委員さんを選んでおります。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 我々議員がこの審議会の委員には入らないんですね。総合戦略も同じなんです。ですから、その氏名を出してもらって、何かの機会で私たちがその委員さんと話をすることもあろうと思うんですね。そういうことのためにも名前を出してほしいんです。これはプリントにして出してほしいんですね。いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） ご提出するのはやぶさかではないと思いますので、後ほど準備したいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 11番、私に対してその要求を一応してください。氏名の書類の提出と。改めて、企画財政課長、提出をお願いします。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に進みます。

先ほど留保しておりました答弁をお願いします。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 久議員さんにお答えしたいと思います。先ほどの留保した分でございます。

議会の議決が必要な寄附につきましては、その寄附が町として法的な義務を持つといったような寄附が議決の対象になるということございまして、今回、町として法的な義務まではないというそういう考えでございます。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、20ページから23ページまで、2項徴税費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 24ページから25ページまで、3款民生費1項社会福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 26ページから29ページまで、2項児童福祉費について質疑ございませんか。2番。

○2番（只野 順君） 児童館運営費の中で、4月からというか、学童クラブの定員があります。その定員はまず何人でしょうか。それから、対象者についての決まりというものはあるのでしょうか。さらに、狭い八雲児童館、前からお話しになっていますが、前回もお話しになっていますが、それもそこに入れているという状況ということに対してどう考えているか。3点お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課兼給食センター所長（渡辺信明君） ちょっとお待ちいただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

それでは、休憩のまま昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

先ほど11番議員から請求がございました第5次涌谷町総合策定審議会委員の名簿が各委員の元に配付されておりますので、お目通しください。

それでは、先ほどの2番の質疑に伴いまして、教育総務課長、答弁をお願いします。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） それでは、2番只野議員さんのご質問、3点でございます。

1点目が児童館、学童クラブの定員数ということです。定員につきましては、ことしの3月にお認めいただきました涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中で定められておりまして、1クラスの児童の数、おおむね40人以下というふうになっております。

それから、学童クラブに入る対象者ということでございますけれども、これにつきましても、小学校に就学している児童であってその保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき入れるというふうになっております。

それから、3点目でございますが、八雲児童館の面積等の状況から大丈夫なのかというふうなご心配かと思わ

れますが、児童館の面積要件につきましては、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上というふうに定められております。現在、八雲児童館の面積が147平米でございます。これを1.67平米で割りますと88人までは大丈夫だというふうになっております。ただ、昨日配付いたしました安心子育て支援プランの学童保育の状況の中で、定員が、八雲児童館が35人、涌谷一小が25人、杉の子が20人、小里篁岳学童クラブが20人というふうになっておりますが、この数字につきましては26年の5月1日現在ということで、その後、放課後児童の条例が定められております。定員35人というのは1クラス35人というふうな意味合いでの定員というふうにご理解いただきたいと思います。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（只野 順君） 今のなぜ定数を聞きましたかと言いますと、この学童保育に対してルールがあると、対象者、保護者が仕事などの理由で家にいない小学校1年生から3年生と。それで、この施設の定数は条例で今度変えていますと言いますが、50人にしても、現在いるのは54名います。八雲。涌谷第一小の学童クラブ28人、これは25人の定員に対して28。杉の子クラブは20人に対して23。みんなオーバーしていますね。小里篁岳学童クラブだけが20人の定数に対して7人という形で私は把握したんですけれども、なおさら新しい27年3月に出したもので考える場合、このように施設でオーバーをしております。それで、ルールに基づいてじゃあ35人にして、対象者を絞って八雲なら八雲の中でやるべきではないかなと思うんです。まず1点目は。そして、そのことに対して親御さんに対してきちっと説明をして、保護者のあるいはその状況を把握して、まず定数の管理を実数に合わせてするのか、この定数管理でやるのかをまずははっきりするべきだと思います。

それから、こういった中で、前にもお話ししましたけれども、八雲児童館の今回保守点検手数料等に入っているんでしょうけれども、安全性についてはどうなのかと。前にも私だけではなくて4番議員さんもそのほかの議員さんも言っていましたけれども、もう老朽化をして非常に危ないと。安全管理が不十分であると私は思います。そこで、さらにですが、この状態を課長としてどこまで把握しているかということに対してももう1回お聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） それでは、1点目の定数の関係でございますが、ただいま申し上げましたように、ここに出ております例えば八雲学童クラブが35人というふうになっておりますが、今申しました1クラス40人以下ということでございまして、その1クラスに対して支援員の先生が2人以上つけなければならないということで、八雲児童館につきましては今現在2クラスというふうな考え方になりますので4人、館長さんを入れますと5人の先生がついているというふうなことでございます。

それから、今の八雲児童館の安全性が不十分ではないのかというふうなことでございますが、築、大分たって随分古くはなっておりますけれども、このことにつきましては今後いろいろ子ども会議等でも話題にしていき検討していかなければならないのかなというふうにご考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（只野 順君） 定数に関してはわかりましたけれども、じゃあ35人の2クラスという形で70人を預かってはいますけれども、その安全面に対して、職員が2人ついていると。それでじゃあ十分なのかと。70人の子供を2人の職員とあとは臨時の保育士というか学童保育園の中で安全面までは保障できるのかと。事起れば全部

町の責任となりますので、その辺は安全面も含めて児童館に対しても対策をもうしななければならないと思います。私はやはり移転含めて考えていく時期かなと思っています。小学校の統廃合が終わりましたので、早速その児童館、保育関係も含めまして検討に入っておくべき段階に来ていると思います。その辺のところは、最後になりますけれども、教育長、どうでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 今のご質問ですけれども、まず全体的に子育てというかその関係でございますけれども、きのうも答弁させていただきましたけれども、町の子ども・子育て会議、これにおいて今後の、これは学童クラブはご存じのように1年生から6年生までということが方向性が出てまいりますので、それを含めた全般的な需要数とか、さらには今の指導者の問題、支援員の問題、いわゆるこれは安全に非常に大きくかかわることでございます。あとさらには施設・設備等々、やはり1年生から6年生まで対象になったということを契機にして会議でもって十分にこれから審議していきたいと。これも、教育委員会の立場とすればこれは早くやりたいと、それについて総合的に早くやりたいというのが、これは本音でございます。ただ、これにつきましてはいろいろな要件がございますので、例えば今の安全面でいえば、例えば人の配置についてもいろいろございます。ただ単に人がいればいいという問題ではございません。ご存じのように臨時の人、非常勤の方もおられます。そういう点も抜本的に子育て会議で考えていかなければならないというふうに思います。そういう点で、今のお話は今後当然町としても着実に進めていかなければならない事案であるというふうに捉えています。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

28ページから29ページまで、4款衛生費1項保健衛生費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、30ページから31ページ、6款農林水産業費1項農業費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、32ページから33ページ、7款商工費1項商工費について質疑ございませんか。11番。

○11番（長崎達雄君） 商工費の商工業振興費、負担金補助金及び交付金、企業立地奨励補助金、さっきの説明ですと桜さいだんと聞いています。これ去年も私質問しているんですね。桜さいだんの場合は企業立地条例のどれに当たっているんですか。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（今野博行君） お答えいたします。

涌谷町企業立地促進条例、その中で第2条あるいは第3条適用の基準等々ございまして、その中の中小企業ということでそちらのほうに該当しております。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） この2条、移設に当たるのではないですか。移設に当たらないの、これ。移設という場合は全部閉鎖するんだよね。閉鎖してこっちへ移ったわけなんだけれども、現在こっちでも営業していますよね。

家族葬とあって。だから、これ移設には当たらないんだよね。ですから、これは企業立地条例の適用が間違っているんでないですか。エニシア。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 移設の場合は、町内に企業を設置している者が全部を閉鎖して町内の他の場所に企業を設置するというので、今回はあくまでも現敷地以外のところに新たに企業を設置するというので、新設にしております。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） ちょっと解せないんだけど、そういうふうになると町内に随分こういうケースに該当する企業が出てくるんでないですか。私は移設だと思うんですね。当初は向こう閉めたんだから。そしてこっちに全部移ったんだよね。そうすると、移設に当たるとこういう補助金だってこれはちょっとおかしいんでないかなと思うんだけど。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 私どものほうでは新設的に捉えておりますが、あとほかの企業もあるのではないかというお話ですと、私どものほうにまずご相談をいただいて、あと申請主義ということですので、そちらのほうで適用をうちのほうで判断いたしまして、各企業さんで申請をしていただくということになります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

34ページから35ページ、8款土木費1項土木管理費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 進みます。

同じく34ページから35ページまで、2項道路橋りょう費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 34ページから37ページまで、3項都市計画費について質疑ございませんか。14番。

○14番（大泉 治君） 下水道建設費の部分で、先ほどは後の提案で理由を申し上げますということで公共下水道事業特別会計繰出金。これ概要だけでも説明していただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、概要でございますが、主にこちらのほうの繰出金につきましては雨水排水事業への繰り出し並びに人件費等の繰り出しでございます。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、36ページから37ページまで、4項住宅費について。4番。

○4番（久 勉君） 住宅管理費で公営住宅管理経費で修繕料で出ていますけれども、八雲の修繕ではないんですけれども、新しく災害公営住宅をつくられて、先日入居者の方とお話を聞いたら、風がひどくて、北西の風というんですか、洗濯物が飛んだりそれから土が飛んだりとか。ぜひその辺を何か見ていただいて、今後でよろ

しいですから道路側の塀の検討をお願いできればと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 渋江住宅のほうだと思うんですけども、当初計画時点では樹木等の生け垣も検討はしておったんですが、予算的なこともございまして今は更地のような状況でございます。地域の入居された方からの希望などを聞きまして、風の状況を少し調査等していきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 36ページから37ページ、9款消防費1項消防費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 38ページから39ページ、10款教育費1項教育総務費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 40ページから41ページまで、2項小学校費について質疑ございませんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 小学校費の学校管理費についてお聞きをします。

旧箕岳中学校工事費として2億6,414万7,000円ということでございますが、この工事費の内訳ですが、改修工事費とありますが、修繕工事費は幾らか、それから改良工事費は幾らなのか。

それから、耐用年数はどれぐらいこのことによって、何年のものが何年ぐらいに大体耐用年数が延びる見方をされておるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 7番伊藤議員さんのご質問でございます。1点目の改修と修繕でどれだけのものになるのかというふうなご質問でございますが、全体の中での修繕と改修の部分というふうには特に分けて把握はしておりませんが、今回の改修工事につきましては、修繕それから改修しなければならないもの、そして新しく設置しなければならないもの、それぞれ合わせての工事費ということでご理解いただければと思っております。

それから、今後の耐用年数ということでございますが、今回の改良工事につきましては、補助事業で長寿命化改良事業ということで申請しておりまして、築40年以上の校舎というのが一つの対象になっております。この改良工事をいたしまして今後30年間を使用するというふうな形で見えております。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） これは今でなくて結構ですから、経費、どうせつかまなくちゃいけないですよ。修繕費幾ら、改良に幾らというのをそのままにはおけないんだと思います、管理上。

それから耐用年数というのも、そのことによって、これはやはりある程度管理者としては持つておかななくてはいけないことだというふうに思いますので、それもわかり次第お知らせをいただきたいというふうに思います。

あと、加えて資金の調達方法ですが、基金の取り崩し、それから借り入れと、そのほかにあとは補助があるんだと思いますが、ここのところちょっと私さっき説明を聞いておったんですが、補助が幾らかちょっと聞き逃したんですが、内訳もし何でしたら金額が大きいのでお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） それでは、修繕と改良、それから耐用年数の把握につきましては後ほどまで調べておきたいと思っております。

それから資金の調達でございますけれども、今回の改修工事費につきましては、国庫補助金が4,246万6,000円。40ページのほうに特定財源の内訳が載っておりますけれども、国庫補助分として4,246万6,000円、それから地方債といたしまして1億5,220万円でございます。一般財源といたしましては、工事の分といたしまして7,239万7,000円、それから工事管理委託費の分といたしまして97万2,000円となるものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。14番。

○14番（大泉 治君） 常任委員会等でも説明があつて、その中で、教室が2階と3階ということで給食用の運搬の機材といいますか、通常であれば運搬用のエレベーター、そういったものが必要ではないかというお話を申し上げておりました。それらについて設計者等と検討してみたいということだったんですが、それ以降どうなったのかお伺いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 14番大泉議員さんのご質問でございます。児童・生徒の負担とその安全面から心配していただきましてのご質問かと思われまふ。さきの常任委員会、全員協議会の中でも給食運搬用の昇降機について考えられないのかというふうなことでございました。その後、設計業者さんのほうに見ていただきまして、設置は可能であるというふうに向つております。ただ、設置する場所ですとか、それから給食用の昇降機の部分につきましては補助の対象にならないので一般財源に当たるといふことで、これにつきましては今後財政当局それから町長と相談してまいりたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） この際だからといふわけではございませんけれども、そういった工事をするときには後から取りつけるよりも一緒に、工事は必要部分であろうといふふうに向つて考えられますので、同時施工ができるような形であれば望ましいなといふふうに向つて思ひます。ただ、今答弁聞きましたように、財政当局とのすり合わせが必要であるといふことからすると、3月いっぱいの完成といふようなことも含めて、それまでに児童・生徒の負担軽減といふのではなくて、これはとんでもない負担にならうかと考えますので、これは必要な部分だろうといふふうに向つて考えますので、その辺の検討をよろしく実施できるようにしていただければといふふうに向つて思ひます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） お認めいただいた際には早速あと上司のほうとも検討させていただきますと思ひます。ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。9番。

○9番（鈴木英雅君） 先ほどの前者の運搬の件、私も同じように向つて思ひます。

この資料でございますけれども、14ページ、遊具の場所なんでございますけれども、この旧篁岳中学校の職員室から見ると、死角とまでは言ひませんが、かなり見通しがきかないような場所なのかな。どうしても小学生といふこともございますので、できればもっと職員室正面から見やすいような場所に向つて移動の考えなどはないものなのか、ちょっとその辺確認させていただきたいと思ひます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） いろいろどうもありがとうございます。一応今回の設計等につきましては、現場の教員と情報交換しながら一応実施をしながら対応させていただきました。ただ、今回新しく実際に建つわけですので、さらにその辺の情報を、要するに子供の安心・安全という見地に立ってもう一回その辺は確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） ぜひ。どうしても旧箕岳中学校の職員室から現在の図面に書かれている遊具の場所を確認しますと、かなり見づらい。その辺は教育長もおわかりだとは思いますが、そこら辺のところをきちっと子供たちが本当に安全で安心して学校生活を送れるような、敷地そのものはかなり広い場所なので、この遊具をもっと安全な場所に移動しても差し支えないような校地面積だと思いますので、そこら辺のところもきちっとした安全面を配慮した遊具の設置をしていただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 42ページから43ページ、3項中学校費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 42ページから45ページまで、4項幼稚園費について。8番。

○8番（門田善則君） 前々からいろいろな観点で聞こうと思っていたんですけども、ここにパソコンの保守点検管理手数料とあるものですから、この命題に沿ってちょっとお聞きしておきます。

今、日本全国でいろいろな業種によってウイルスの心配がたくさんあると。また、学校教員におかれましてはそれを持ち出して車に積んで持っていたところそれが盗まれたとか、そういった個人情報の保護についても問題視されている部分があります。この涌谷町においてはその辺についてどのような教師においても指導しているのか、ここで改めて聞いておきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） いわゆる情報の漏えいということでございますね。毎回校長会議、あと園長会議ありますけれども、あるいは教頭会議がありますけれども、随分本当に耳にたこできるくらい、いろいろな酒気帯び運転とか同時に6項目にわたってお話はしております。ただ、はっきり申し上げて例えばなかなか100%ないかというところ……、これはやはり予防策としては随分指導しているということです。あとウイルスについては、これも一応いろいろなセキュリティーといいますか、対応はしております。精いっぱい与えられた予算、いろいろな状況の中で対応はしております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 大体わかりました。じゃあ1つ確認なんですけど、先生方は、個人のパソコンもしくは町で用意するパソコンといろいろあると思うんですけど、個人のパソコンは学校に持ち込みはしているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） していないと認識しております。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

44ページから47ページまで、5項社会教育費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 46ページから49ページ、6項保健体育費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 48ページから49ページまで、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく48ページから49ページ、14款予備費1項予備費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。8番。賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） それでは、27年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まずもって、青年就農給付金等の2件分今回上程ありましたけれども、涌谷町に、やはり基幹産業は農業であるという観点から、こういう給付金が多く出ていくことは望ましいことであろうと。今回2件でありましたけれども、そういった部分で300万円ほどついておりますが、そういう部分についてはもっともっと多くの方が給付金を受けられるような状況をつくっていただいて我々も推進していければいいのかなと。

次に、ふるさと納税についてインターネットの活用ということでもありますけれども、この分についてもやはり時代に合った考え方なんだなと。これは総務課長からのお話がありましたけれども、やはり時代に沿った形の中で町の運営をしていくのが本来の当然のことであろうというふうに考えて、喜ばしいことだなというふうに思っております。

また、安部卓爾賞についてもですけれども、麓岳地区の岸ヶ森生産組合でしたか、そういった形の中でいただいたということで評価されるべきもの、これ農業ということでやはり基幹産業をいかに守るかということにおいてはかなりいいことではないかなというふうに考えられます。

また、コミュニティ助成事業については、自分の地元でありますけれども、今回これだけ250万円も自治会に入れていただいてそれだけの整備ができることは、私ども町民にとってはすごくやはり嬉しいことであって、町民の方々がそれを利用することによって長寿命にもつながるのかなと思っております。

また、最後になりますけれども、小学校の設備ということで、今度の麓岳小学校、小里小学校の統合にあわせて麓岳中学校の改修と。これは、麓岳地区におかれましては中学校の統合を初め、幼稚園の統合を初め、最終的な小学校の統合であります。このことが完結できることは、これは町民にとっても、また議会は議会全員一斉でこのことを推進しようということ平成19年の12月に議決をしているわけでございますから、その議

会で言っていることが完結するんだなということでこれも喜ばしいことではないかなと、執行部に対して心から敬意を表するものであります。

しかし、先ほど質疑の中で、当初時つけるべきものが、今回の補正で何件も「実は当初でつけるべきであったんですが」という言葉が入って、謝りの最後の言葉もございました。そういった部分は、やはり直すところは直して頑張っていただければありがたいなというふうに思います。

また、協働のまちづくり補助金については甲乙つけがたかったと副町長のお話もありましたけれども、そういった部分では、発展的に考えていただければ涌谷町民のプラス思考の考えに基づいていいことではないかなと。ただ、しかし、そういう意見もあることも踏まえて今後の予算運営についてはぜひとも考えていただきたいというふうに考えながら、今回総括いたしますと、これについては賛成すべきものだと判断しましたので、ここで賛成の討論といたします。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数でございます。

よって、議案第56号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議案第57号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第57号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,011万円を増額し、総額を4億2,875万8,000円とするものでございます。

主な内容としましては、歳入におきまして、下水道事業費国庫補助金、一般会計繰入金を増額いたし、下水道事業債を減額するものでございます。歳出におきましては、公共下水道建設事業費を増額するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第57号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず初めに、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

地方債の補正でございます。第2表地方債の補正。地方債の変更でございます。事業費の減額によりまして

限度額を3,900万円から3,400万円に改めるものでございます。内容につきましては、起債対象事業の減額により限度額に変更が生じ、500万円を減額するものでございます。

それでは、議案書6ページ、7ページ目をお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業国庫補助金200万円の増額をお願いするものでございます。まず、⑤社会資本整備総合交付金100万円の減額でございます。当初予算で見込んでおりました社会資本整備総合交付金の対象となる污水管渠工事に対する配分が減額となりまして、これによりまして本年度の社会資本整備総合交付金は1,500万円となったものでございます。こちらにつきましては国のほうの27年度の配分で減額になったものでございます。

⑥防災・安全社会資本整備交付金300万円の増額でございますが、これにつきましては公共下水道事業の雨水事業分への配分が増額となったものでございます。これによりまして本年度の防災・安全社会資本整備交付金は1,000万円となるものでございます。

次に、5款繰入金、一般会計繰入金でございますが、雨水排水事業費の増額並びに人事異動等の歳入歳出調整により1,311万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8款町債、公共下水道事業債でございますが、雨水事業費の増額と污水处理基本構想策定が起債対象外となったことから、全体で500万円の減額となったものでございます。

それでは、議案書10ページ目、11ページ目をお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

公共下水道建設費13節委託料で650万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、雨水排水整備事業として平成27年度から実施いたします浜江地区の排水路の測量設計、約900メートルを対象として行うものでございます。

15節工事請負費で200万円の増額でございます。内容につきましては、社会資本整備総合交付金の管渠工事に対する工事費配分減額分といたしまして200万円の減、さらに区域内公共ます設置工事として単独で400万円の増、それぞれの差し引きによりまして200万円の増額の補正をお願いするものでございます。

17節公有財産購入費で400万円の減額をお願いするものでございます。現在下町地区に計画いたしております雨水排水事業用の用地が関係機関との協議によりまして現在の佐平次周辺の敷地内で間に合う見込みとなったことから、用地の取得が不要となったため減額をお願いするものでございます。なお、詳細の設計につきましては、現在、関係機関と協議中でございます。

終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第58号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第58号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,671万7,000円を増額し、総額を16億1,407万2,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、介護保険料の改定に伴う保険料の増額と、公費投入による低所得者の保険料の軽減拡充分について措置するものでございます。歳出につきましては、歳入歳出差し引き額を基金に積み立てるものでございます。また、平成26年度から実施しております認知症対策事業の拡充について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長から順次説明をお願い申し上げます。税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。1款1項1目第一号被保険者保険料第1節特別徴収保険料につきましては、6,000万円の増額でございます。このことにつきましては条例改正によるもので、4月から基準額が年額4万8,000円から6万2,400円に1万4,400円、30%引き上げられたものによるものです。次の2節普通徴収保険料1,419万6,000円につきましても同様によるもので、特別徴収と普通徴収合わせて約5,300人の第一号被保険者数でございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 続きまして、4款県支出金①財政安定化基金貸付金6,000万円の減額でございますが、当初県の財政安定化基金から借り受けを予定していましたが、保険料収入が増額となりましたことから借り受けは不要となりましたので、全額減額するものでございます。

次に、7款繰入金1項2目1節地域支援事業繰入金①介護予防事業繰入金638万4,000円の増額、②包括的支援等事業費繰入金574万6,000円の減額でございますが、人事異動に係る人件費の増減によるものでございます。

③認知症対策事業費繰入金33万8,000円の増額でございますが、後でご説明いたしますが、歳出の5款3目認知症対策事業費の増額分につきまして、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

次に、3目1節その他一般会計繰入金①職員給与費等繰入金3万8,000円の減額でございますが、歳出の1款総務費の職員人件費に係る分でございます。②事務費繰入金17万9,000円の増額でございますが、同じく歳出の1款総務費の一般管理経費の増額分につきまして、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

次に、4目①低所得者保険料軽減繰入金289万8,000円の増額でございますが、今回新しくできました科目で、一般会計の補正でもご説明いたしましたが、第1段階の方の保険料軽減分の繰り入れをお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

2項基金繰入金149万4,000円の減額でございますが、4款の貸付金と同様に、保険料収入が増額となりますことから基金の取り崩しが不要となりましたので、全額減額するものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございます。1款総務費、2一般管理経費13節委託料17万9,000円の増額でございますが、平成27年度からの制度改正に伴いまして、一定以上の所得のある方はサービスを利用したときの負担割合が従来の1割から2割となります。8月以降、負担割合が1割の方と2割の方が出てきますので、利用者全員に新たに負担割合書を交付し、それをサービス事業所に提示する必要があることから、その負担割合書の作成を委託するため増額をお願いするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

4款基金積立金1,560万円の増額でございますが、財源調整でございます。積み立て後の年度末基金残高見込みは3,964万1,000円でございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 5款1項1目、細目1介護予防事業費につきましては、平成27年4月1日から法改正に伴いまして介護保険特別会計の款項目節区分の一部改正がございました。総合事業を実施しない場合は住所地特例者が総合事業の特例を受けた場合の精算金を13ページの介護予防事業費に計上しておりましたが、区分変更によりまして介護予防事業経費140万3,000円を減額いたしまして、14ページ、15ページの2目総合事業費精算金、1総合事業費精算金に区分変更するものでございます。

14ページ、15ページの3項1目、細目1認知症対策事業費につきましては、昨年城山区で調査を行いまして、城山区での同意数が少なかったことから区域を拡大いたしまして、黄金、日向、下町の3地区に拡大して調査を行うための調査員の賃金といたしまして26万8,000円、それから調査票の回収郵送料といたしまして2万円、委託料につきましては、調査委託に係る経費5万円に対しましてカンファレンス等に毎週来町いただきます医師のタクシー代を14節に8万円組み替えすることから、13節におきまして3万円の減、14節におきまして8万円の増となるものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番。

○8番（門田善則君） ちょっとこの事業について、認知症対策事業費。今、説明が課長からあったんですけども、今度日向、黄金とかそういったところに枠を広げてということですが、大体わかりやすく言うとどういう調査をするのか、わかれば教えてもらいたいんですけども。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 今回の調査につきましてはかなりの調査項目ございまして、家庭での生活状況とか、あと家族からその方の常日ごろの日常生活の状況等を確認いたしまして、それとあわせてMRIを同時に無料でとりまして、それとあわせまして、認知症につきまして一番の目標は早期発見・早期診断という形で早期から対応すれば薬等でも少し通常の期間が延びるというような状況がございますので、早期発見・早期治療のために東北大と提携いたしまして調査を行いまして、実質やっている調査でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） さっき説明で、該当年齢者とか人数とか言いましたか。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 申しわけございません。該当につきましては現在75歳以上を対象にさらに調査を広げていまして、実質今まで60名くらいの同意だったものですから、実質大学の研究材料とするためには160名ほどの調査数が必要ということでさらに3地区、結局センターに足を運んでいただく関係上、センターの近くの対象区にさせていただいております。さらに考えますと、将来的にはその大学の研究をもとに国の事業を持ってきて、町内全体を認知症の早期発見・早期診断に向けて進めていきたいという考えから進めているものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 8番、よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。

よって、議案第58号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第59号 平成27年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第59号の提案の理由を申し上げます。

本案は、事務所の移転に伴い光熱水費、燃料費、賃借料、委託料の負担割合を見直し、収益的支出を補正いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案第59号 平成27年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、ただいま町長がお話し申し上げましたとおり、訪問看護ステーションの事務所と衛生資材等を保管しておりました倉庫等は離れた場所に配置し、運営をしておりました。訪問看護ステーションの倉庫部分につきましては、病院の一角を利用し月額賃借料として経費負担をいたしていたところでございますが、事務所の隣に倉庫設置可能となったことから、平成27年3月末に倉庫部分を移転したところでございます。訪問看護ステーションにつきましても、独立した事業会計から、専有する場所については床面積専用部分の面積率を算出し面積相当分の経費をそれぞれ負担する方法に変更いたすものでございます。

補正予算書1ページから説明いたします。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出に3,000円を増額いたすものでございます。

補正予算書4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

ここで、まことに申しわけございません、補正予算書の訂正をお願いいたします。2款1項4経費としているところでございますが、「4経費」ではございません。「3」にご訂正をお願いします。「3経費」でございます。大変申しわけございませんでした。

収益的支出の補正でございます。事務所専有部分の経費といたしまして、それぞれ経費の内訳としまして、7光熱水費については8万1,000円の増、8燃料費については16万8,000円の増、15賃借料については40万6,000円の減、17委託料につきましては16万円の増をそれぞれ補正をお願いいたすものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 平成27年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 平成27年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第5、議発第3号 国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。鈴木議員。

○9番（鈴木英雅君） それでは、議発第3号 国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出について説明申し上げます。

去る5月15日に安全保障体制の見直し関連法案が国会に提出されました。安倍政権は、戦後70年間、歴代政権が踏襲してきた方針を大きく転換いたしまして安全保障の基本姿勢を変えようとしております。立憲主義の日本において憲法に定められた国のありようを根本から変えるものであれば、憲法改正の手続を経なければならないことは明らかでございます。

よって、国に対して国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう意見書の提出を提案するものでございます。

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） それでは、意見書（案）について、事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○議会議務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第3号

国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出について
標記について、別紙のとおり提出します。

平成27年6月19日

提出者	涌谷町議会議員	鈴木英雅
賛成者	同	加藤紀
賛成者	同	門田善則
賛成者	同	大平義孝
賛成者	同	久勉
賛成者	同	大泉治

涌谷町議会 議長 遠藤釈雄 殿

（別紙）

国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書（案）

安倍政権においては、昨年7月、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、平時から有事まであらゆる事態に対応するため、自衛隊の任務拡大を打ち出している。それを受け、今国会で、他国を武力で守る集団的自衛権の行使を可能にする「武力攻撃事態法改正案」「自衛隊法改正案」国際紛争に対処する他国軍を後方支援するため自衛隊を随時派遣できる恒久法「国際平和支援法案」の新設、日本周辺に限らず米軍や他国軍の後方支援を可能とする「周辺事態法改正案」など、新しい安全保障法制の整備を行おうとしている。このことは、国際紛争

の場に自衛隊を派遣するということであり、国際紛争の解決に武力支援をするということである。この政府の安全保障体制に対する姿勢は、憲法9条第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」に逸脱しているおそれがある。

国民の多くは、なぜこの時期に安全保障体制の見直しをしなければならないのか、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、大きな疑問を感じている。今、政府が行おうとしていることは、これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとするものである。立憲主義の日本において、憲法に定められた国のありようを根本から変えようとするのであれば、憲法改正の手続きを経なければならないことは明らかである。

よって、涌谷町議会は政府に対し、国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

防衛大臣 殿

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより提出者に対する質疑に入ります。ございませんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） この文章の最後のところに書いてございますが、これを見た限りでは、憲法改正するのであればという前提になってこの文章はつくられておられます。したがって、私たちは、このことは一体憲法改正そのものが先なのか、それとも憲法改正までには至っていない事柄だというふうに理解するのか。これは前提に立っていますから、この前提を私たちはどのようにまた理解するかも必要でないかというふうに私は思うんですが、その辺はどうですか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 憲法改正とかを含めまして、本当に国民の合意がない。そのような私は思いでこの意見書を提出させていただきたい。そのような思いでございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 憲法改正も含めて議会としては認めるということになるんですか。その辺はどうですか。

○議長（遠藤稔雄君） 9番、今、憲法改正というののちょっと解釈が違うのかなと思いますが、その辺答弁願ひます。

○9番（鈴木英雅君） 私の趣意説明でも話しさせていただきましたけれども、立憲主義の日本におきまして憲法に定められた国のありようを根本から変えるのであれば、憲法改正の経路を経なければならないことは明らか

であります。よって、国に対して国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう意見書の提出を提案するものでありますと先ほど説明させていただきましたけれども、これでも納得していただけませんか。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。11番。（「反対」の声あり）反対。5番。（「賛成です」の声あり）では、11番。

○11番（長崎達雄君） 国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書提出に反対するという立場で反対討論いたします。

戦後70年、日本は日米安保体制の傘の中で米国の庇護のもとぬくぬくと反映を続けてきたのは論を待たない。それは米国が日本を守ってきてくれたからだ。意見書（案）の中には、なぜこの時期に安全保障体制の見直しをしなければならないのか、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのかとあるが、今、日本は、国民の命と平和な暮らしを守り切れるかの岐路に立っている。安保条約で、米国は日本を守る義務を負担している。現状では日本国民を救う活動を行う米軍が攻撃を受けても、助けることができない。これでは余りにも身勝手な国民ではないだろうか。

国民の生命、財産を守るという現実に向き合うにはどうするべきか。自国防衛にしろ、他国の防衛への協力にしろ、日米両国は義務を負担していることを忘れてはいけない。戦争を知らない戦後派は、相手はいつでも自分さえ助かれればいいという風潮が蔓延しているのではないだろうか。中東では宗教対立やイスラム大国による大規模な紛争、原油の7割を中東に依存する日本がホルムズ海峡の機雷封鎖の危機、北朝鮮の弾道ミサイルや核兵器の搭載、中国の東シナ海進出が懸念されている。このように、日本を取り巻く安全保障環境は著しく悪化している。単独では自国の安全を確保するのはもはや困難な状況になったことを認識しなければならない。

平和のための外交努力を続ける一方で、万が一の備えが必要である。抑止力の強化に欠かせないのは、同盟国である米国などの協力強化であり、集団的自衛権の行使もそこにある。安保法制案は国民を守るための行使であり、それを民主的に選ばれた政府が判断し、国会の承認をもらうため今議論している。日本が戦争をする国になるという批判は当たらない。自衛隊員はなぜ武器を持っているか。災害救助だけが任務ではない。一旦緩急のときは命をかける覚悟で入隊しているのである。衆議院憲法審査会で3人の憲法学者が安保関連法案を違憲と主張したが、第2代最高裁判所長官の田中耕太郎氏、故人でございますは、1959年、憲法9条が自衛権を否定していないことに言及しています。議運の決定だが、この意見書は安保法制の廃止をうたったものと思います。国会で安倍総理総裁が一生懸命説明責任を果たしているのに自民党員の委員が賛成に回るのが解せないであります。党の基本的方針には従うというのが組織人としての責務だと思います。例えば営業に来た社員が自分の会社を批判したらどう思うか、その会社のガバナンスが感じると思います。

以上申し述べ、反対討論といたします。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 私はこの意見書（案）に対しまして、賛同の立場で賛成討論を行います。

前者は判決の田中長官の話も出しておりましたが、砂川判決をちゃんと読んでいけば、集団的自衛権行使の解釈は今のようなことにはなりません。判決理由はこのようになっております。まず憲法9条2項前段の

規定の意義につき判断する。そもそも憲法9条は、我が国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去における我が国の誤って犯すに至った軍国主義的行動を反省し、政府の行動によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであって、前文及び98条2項の国際協調の精神と相まって、我が憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。すなわち、憲法9条1項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求することを宣言し、また国権の発動たる戦争と、武力による威力または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」と規定し、さらに第2項においては「前項の目的に達するため、陸海空軍その他の戦力は一切保持しない。この国の交戦権はこれを認めない」と規定しております。我が憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない。自衛権を認めているのであります。これは個別的自衛権を認めているのであって、集団的自衛権を認めた判決ではありません。

そもそも砂川事件は、立川市にあります米軍基地に一部のデモ隊が侵入したことによって争われた裁判であります。米軍の駐留は違憲であり、被告人は無実とした59年3月の東京地裁判決、伊達判決と言われておりますけれども、これを不服とした日米両政府が、高裁を経ずに最高裁に跳躍上告し、わずか9カ月の審議でこれを破棄いたしております。当時はちょうど60年の日米安保条約の改定の時期でございます。このような経過があるものがアメリカの解禁公文書から明らかになっているのであります。この判決、砂川判決は、我が国が自国の平和と安全を維持し、先ほど述べておりますけれども、決して集団的自衛権を容認したものではありません。その点においては、この論理は一切通用しないのであります。

また、1941年12月8日、太平洋戦争が開戦されるわけでございますけれども、日本軍が中国に侵略したことによりまして、経済制裁、いわゆる石油の問題があります。それが経済制裁でありました。当時の日本は自国の権益を守れと言って戦争に突き進んだ経緯があります。まさに同じ言動、理屈で、戦争を始めるという理屈であります。砂川判決はもともと歴代の政権が集団的自衛権ができないということでこれまで踏襲してきたものであります。それが今の政権になって突然法案を改正して、憲法も変えずに、憲法9条に逸脱するような法案を進めるといって今大きな議論になっているものであります。

今、歴代の大物政治家、山崎拓さん、元幹事長であります、そしてまた野中広務さんも異議を唱え、本当に多くの皆さんがこの法案に対して不安を抱いているというのが大きな大きな問題であります。その点で、涌谷町の町民の皆さん、宮城県の皆さんも大いに不安を抱いているところであります。若い世代、子供や孫の世代が戦争に巻き込まれないよう、そして自衛隊が血を流さないように大人がしっかりと判断しなくてはならないのではないのでしょうか。

私はこの意見書を通して、恥ずかしくないよう皆様の判断をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。

よって、議発第3号 国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

◇

◎請願・陳情

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。

陳情第3号 南京事件を扱う学校教育の適正管理に関する陳情書については、配付いたしましたのでご了承承願いたします。

◇

◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって今期涌谷町議会定例会6月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、あす6月20日から12月28日までの192日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす6月20日から12月28日までの192日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後2時23分